

後援名義の使用に関する規程を次のように定める。

平成16年9月8日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

### 後援名義の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の後援名義の使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

(後援名義の趣旨)

第2条 機構の後援名義は、学生支援に資すると認められる事業等について、その実施に対し機構が賛同することを表示するため、機構の許可に基づき、主催者等が当該事業等の広報等に際して用いるものとする。

(許可基準)

第3条 機構の後援名義の使用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に許可するものとする。

(1) 事業等の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 機構の目的に沿った、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材の育成又は国際相互理解の増進に資する内容であること。

イ 機構が後援することにより、機構の目的達成に寄与する結果が得られると見込まれる内容であること。

ウ その他前記ア又はイに準ずるものとして後援名義の使用を許可することが、適当と認められる内容であること。

(2) 対象事業等の実施方法及び実施場所等について、十分な事故防止及び救護等の対応策がとられること。

(3) 対象事業等が、政治的若しくは宗教的な意図を有するもの又は専ら営利を目的とするものではないこと。

(4) 主催者が、次のいずれかに該当すること。

ア 国、地方公共団体、国立大学法人、学校法人及び社会教育関係団体、又はこれらに準ずる外国の機関若しくは団体

イ 独立行政法人、地方独立行政法人、公益法人、中間法人及び特定非営利活動法人のうち、機構の目的達成に資することとなると認められる事業を実施する者、又はこれらに準ずる外国の機関若しくは団体

ウ ア又はイに準ずる機関又は団体であって、その存在が明確であり、かつ、財政的基礎及び事業実施能力があると認められるもの

(5) 主催者が政治的団体又は宗教団体ではないこと。

(申請手続き)

第4条 後援名義使用の許可申請は、後援名義の対象事業等に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に対象事業等の実施要領及び広報等の計画に関する資料を添付して、理事長に提出して行うものとする。

- (1) 主催者の住所、名称及び代表者氏名並びに対象事業等の担当部署等の連絡先
  - (2) 後援名義の使用許可申請の理由
  - (3) 対象事業名
  - (4) 事業の実施期日
  - (5) 事業の実施場所
  - (6) 事業の収支計画
  - (7) 対象事業等の参加者又は対象者の範囲及び参加見込者数
  - (8) 入場料、参加料等の徴収の有無及び徴収額等
  - (9) 共催者、助成団体及び機構以外の後援者（予定を含む。）の名称並びに連絡先
- 2 許可申請は、原則として、対象事業等の開始の1月前までに行うものとする。

(後援名義使用の条件)

第5条 後援名義の使用は、主催者等が次の事項を遵守することを条件とする。

- (1) 後援名義の使用期間は、許可の時から、対象事業等の終了の時（終了の時が不定期又は許可の時から6月以上後となる場合において使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日）までとすること。
- (2) 申請書に記載された前条第1項各号の事項に基づく事業計画により対象事業等を実施するものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象事業等の終了後速やかにその実施結果を機構に報告すること。
- (4) 後援名義の表示は、対象事業が明確となるように、かつ、機構が主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (5) 後援名義の表示における機構の標記は、原則として、「独立行政法人日本学生支援機構」の正式名称、英文名称等を定める規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第35号）に規定する英文名称若しくは英文の略称又はこれらの組合せによることとする。
- (6) 前号の規定に関わらず、後援名義の表示における機構の標記にシンボルマークを使用する場合は、シンボルマーク使用規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第33号）に定めるシグネチャシステム（シンボルマークとロゴタイプの組合せをいう。）を使用することとする。

(後援名義の使用許可取消し)

第6条 機構は、次のいずれかに該当するときは後援名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 前条の後援名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 前5条第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の事業等の内容が第3条の許可基準を満たさないこととなるとき。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年9月8日から施行する。